

小城市シティプロモーション推進事業 業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和2年度 小城市シティプロモーション推進事業

2. 業務の概要及び目的

専門的知識、ノウハウ等を有する民間事業者の知見を取り入れながら本市のイメージや愛着度等に関する調査を実施し、本市の強みや弱みを分析した上で、市内外の人に小城市の総合的なイメージアップを図り、より効果的でインパクトのあるコンテンツを、ICT等を利活用して発信し、市政・観光・産業などの情報の発信をすることで、交流人口の増加、特産品の需要拡大、さらには雇用創出など市内産業の活性化に繋げ、第2期総合戦略を推進させることを目的とする。

3. 委託期間

業務委託契約締結の日から令和3年3月31日(水)まで

4. 適用範囲

本仕様書は、小城市総務部総合戦略課(以下、「発注者」という。)が、受注者へ発注する小城市シティプロモーション推進事業業務委託(以下、「本業務」という。)に適用します。

5. 委託業務に至る経過及び委託内容

(1) 委託業務の位置づけ

全国的に少子高齢化が急速に進展する中、本市においても、出生数の減少による自然減等による人口減の傾向が続く中、本市が令和2年3月31日に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生 小城市総合戦略(令和2年度から7年度まで)」において、「基本目標Ⅱ「ひとを呼ぶ小城市づくり」～新しい人の流れをつくる」の実現のため、施策3 情報発信の充実(基本事業②シティプロモーションの強化)として、位置づけています。

【第2期まち・ひと・しごと創生 小城市総合戦略より抜粋】

②シティプロモーションの強化

市の認知度を向上させ、市に人を呼び込むため、地域資源等を評価される魅力的なコンテンツを創り出し、メディアやSNS、または新たな手法を通じて全国に情報発信します。また、観光・定住の分野を中心とした各担当課が行う既存事業やコンテンツをさらに磨き上げ、話題化されるようにより効果の高いプロモーションを行います。話題となり、評価・評判を獲得した情報やコンテンツを、県内・在福メディアや市内イベント等を通じて市内にフィードバックします。

(2) 委託内容

- ① 市のPR動画の制作、それに類する広報企画
- ② ミニイベントの企画運営、パンフレット及びポスター等の制作
- ③ その他、本市の特性・地域性を活かした効果的なPR

【下記の目的に沿った内容であること】

- ・シビックプライドの醸成
- ・地域イメージのブランド化の構築
- ・本市の知名度及び魅力度の向上
- ・定住促進・人口誘導への発展(観光人口・関係人口・定住人口の増加)

6. 成果報告及び納入期限

(1) 業務実績報告書

上記 4. で実施した業務について、経過報告、実績等を取りまとめたもの(様式は任意)

(2) 納入期限

令和3年3月31日(水)

7. 支払い方法

部分払い又は、完了払い

8. 知的財産権(関係法令に定める規定の遵守)

(1) 秘密保持

本事業において、小城市が開示した行政上の情報(公知の情報を除く。以下同じ。)及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には小城市と事前に協議し承認を得ること。

(2) 個人情報の保護

受託者が、受託業務の実施上知り得た個人情報については、「小城市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の適正な管理及び保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。これは、当該契約終了後も同様とする。

(3) 知的財産権の取扱い

本事業の履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含めてすべての著作権及びノウハウ(営業秘密)は小城市に帰属し、小城市が独自に使用するものとする。ただし、受託者は本仕様書の履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権及びノウハウ(営業秘密)を自ら使用または第三者に使用させる場合は、小城市と別途協議するものとする。なお、受託者は小城市に対し、一切の著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定される権利を含む。)を行使しないこととし、また第三者に行わせないものとする。なお、本事業により得られた知見や成果を踏まえて、同様の取り組みを他地域に展開・サービス化することについて、小城市との協議は必要としない。

納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、小城市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に小城市の承認を得ることとし、小城市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。なお、本事業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら小城市の責めに帰す場合を除き、受託者の負担において一切を処理することとする。この場合、小城市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(4) 関係法令の遵守

本事業の実施にあたっては関係法令を遵守することとし、官公庁への届出、許可、承認等、必要な諸手続きが発生する場合は、受託者の責任により、これを行うこと。

9. その他

- (1) 受託者は、定期的には又は小城市の要求に応じて、小城市が指定する形態(書面、会合等)により実施状況を報告すること。
- (2) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合や、本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合、その他必要がある場合には、事前に小城市との協議を受け、決定・解決すること。協議に当たっては、当該協議に関する議事録を作成し、小城市の承認を受けること(当該打合せ議事録は、本仕様書に優先する)。
- (3) 本事業の実施方針の詳細については、小城市と協議の上、決定すること。
- (4) 本事業実施期間中に、本事業に影響を及ぼす新たな知見が出現した場合には、小城市と協議の上、必要に応じて計画を変更すること。
- (5) 本事業の業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により小城市の承認を得ること。また、共同企業体など複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織形態で申請する場合は、あらかじめ 1 者が代表企業となって、本事業を受託すること。